

(案)

次期一般選挙に向けた議員定数及び
選挙区等に係る調査検討 報告書

令和7年3月

鳥取県議会
議員定数等調査検討特別委員会

議員定数等調査検討特別委員会（以下「本委員会」という。）は、鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について調査するため、令和5年6月29日、委員16名をもって設置され、以来8回にわたり本委員会を開催し、慎重に調査を行ってきました。

今般、委員の皆様の熱心な御議論により、調査結果がまとまったことから、この報告を行うものです。

調査の過程においては、前議会からの申し送りに基づき、早期に本委員会を立ち上げ、議員の総定数や、いわゆる「1人区」、「選挙区の飛び地」の取扱いその他選挙区区割りの在り方の調査を行ってきたところです。

本報告書では、次回、令和9年4月に実施予定の鳥取県議会議員選挙に関し、その総定数、選挙区の設定及び選挙区ごとの議員の数の3項目について調査を行った結果として、後述のとおり、総定数については、これを削減し、33人（現行35人）とすることとし、また、削減する選挙区は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項ただし書の規定を適用して、鳥取市及び米子市の選挙区からそれぞれ1人減とすることとしました。なお、選挙区については、議論の結果、現行どおりとすることとしたところです。

本委員会としては、本報告書の内容に基づき、鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年鳥取県条例第26号）の改正を令和7年2月定例会に提案することとしました。

本報告書の取りまとめに当たり、終始、精力的に御議論、御協力をいただいた各委員及び関係者の皆様に対しましては、深く敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

議員定数等調査検討特別委員会

委員長 浜崎 晋一

1 議員の総定数について

(1) 現 状

- 都道府県議会の議員の定数については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 90 条第 1 項の規定に基づき、条例で定めることとされている。

従来、旧地方自治法により人口比例で議員定数が定められていたところ、平成 11 年の法改正により上限を定めるものに改められ、さらに平成 23 年に当該上限規定も廃止をされている。

- 本県の議員総定数については、昭和 22 年、旧地方自治法の規定により、人口比例でその定数が 40 人と定められた。その後、平成 11 年の法改正を契機に、本県独自に定数の見直しを行ってきたが、平成 23 年に 38 人から 35 人へ定数を削減して以降、その見直しは、10 年以上行われていない。

この間、県民人口は大きく減少しており、国勢調査による本県人口は、前回見直しの時の 607,012 人（平成 17 年調査）から 553,407 人（令和 2 年調査）となっている。また、直近の県推計人口では、戦後初めて 53 万人を割り込む結果も示されており、これを踏まえると、前回見直し時から 1 割以上減少することとなる。

(2) 本委員会の判断

- 本委員会では、国勢調査の本県人口の推移や、他都道府県議会の議員定数及び議員 1 人当たり人口等を参考に議論を行った。

その結果、議会機能の低下や、県民民意の反映等の理由から議員定数の見直しを不要とする意見等もあったが、近年、本県の人口が大きく減少し、かつ、議員 1 人当たりの人口比較で他都道府県とも乖離がある状況等に鑑み、議員総定数は、削減すべきということで意見が集約された。

- また、削減後の議員総定数については、議会機能を維持する等の観点から、「2 人減ないし 3 人減を基本」とすることとし、選挙区区割りの議論に入ったところであったが、後述のとおり、選挙区の見直しについては現行どおりとする判断となったことを前提に、いわゆる「強制合区」の規定に抵触することを回避する必要性等を踏まえ、2 人減（議員総定数 33 人）に留めることで意見が集約された。

2 選挙区について

(1) 現 状

- 都道府県議会の議員の選挙区については、公職選挙法第 15 条第 1 項の規定に基づき、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定めることとされている。

従来、選挙区は、郡市の区域によると定められていたが、平成 27 年の法改正により、選挙区設定の要件が緩和され、市町村を単位として選挙区を設定することができることとされたものである。

- 本県では、市町村合併による行政区域の変更に伴い、併せて選挙区の区域も変更されたことを除けば、これまで、選挙区の見直しは行われていない。

また、現行の選挙区には、平成 27 年法改正の経過措置として、隣接していない町村（いわゆる「選挙区の飛び地」）をその区域とする選挙区が残されている。

- 併せて、現行の選挙区は、本県の県民人口又は各選挙区人口が減少していることに伴い、議員総定数を削減する場合には、公職選挙法のいわゆる「強制合区」の規定※1 に抵触する可能性がある。

本県の人口減少傾向は、令和 5 年 12 月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口の推移を踏まえると、今後も継続することが予想される。「強制合区」の規定に抵触する可能性は、今後一層高まっていくことを踏まえ、将来的には、現行選挙区の見直しについて議論を行う必要がある。

※1 「強制合区」の規定

公職選挙法第 15 条第 2 項の規定により、選挙区の人口が、議員 1 人当たりの人口（都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数）の 1/2 に達しなくなった場合には、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとされている。

(2) 本委員会の判断

- 本委員会では、生活・経済・文化圏や地理的な一体性、選挙区の面積、議員 1 人当たりの人口較差等を参考に議論を行った。

その結果、県民の多様な民意の反映や、無投票当選が多い、いわゆる「死に票」が増える等の理由から、1 人区を解消し、合区による複数人区選挙区を目指すべきなどの意見もあったが、1 人区や「選挙区の飛び地」を抱える地元から

は、住民の意思を十分県政に反映できなくなるおそれがあり、人口だけを考慮して較差是正のための選挙区の合区や変更には反対である旨の要望があったことを勘案し、選挙区の区割りについては、現行どおりとすることで意見が集約された。

- なお、次回、令和9年4月に実施予定の鳥取県議会議員選挙において、前記「強制合区」の規定に抵触するか否かを判断するに当たり、その基礎となる官報で公示された最近の国勢調査人口については、今後実施される令和7年国勢調査の人口が使われる見込みである。

「強制合区」の規定に抵触するか否かについては、本報告書で使用した国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と令和7年国勢調査の結果には誤差があるため、引き続き検証を行う必要がある。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

(1) 現 状

- 各選挙区において選挙すべき議員の数は、公職選挙法第 15 条第 8 項本文の規定に基づき、人口に比例して条例で定めることとされている。併せて、同項ただし書の規定により、特別の事情があるときは、概ね人口を基準としつつ、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。

なお、選挙区ごとの定数の基礎となる人口は、地方自治法第 254 条等の規定に基づき、官報で公示された最近の国勢調査人口によることとされている。

- 本県では、各選挙区において選挙すべき議員の数については、公職選挙法で規定する人口に比例した算出方法として、国が行政実例で示す「ヘアー式最大剰余法※2」により行っている。

現行定数 35 人を基として、令和 2 年国勢調査の人口を基礎に算出した選挙区の選挙すべき議員の数（現行）は、次の表の左欄に掲げる選挙区ごとに、それぞれ同表の右欄に定める数となっている。

※2 ヘアー式最大剰余法

各選挙区の人口を議員 1 人当たりの人口で割り、商と剰余を求め、商を 1 次配分の議席として配分し、残りの議席を剰余の大きい選挙区の順に定数に達するまで 2 次配分の議席として配分するもの。

鳥取市	12 人
米子市	9 人
倉吉市	3 人
境港市	2 人
岩美郡	1 人
八頭郡	2 人
東伯郡	3 人
西伯郡	2 人
日野郡	1 人

- このうち、1 人区となる選挙区では、その人口減少に伴い、各選挙区において選挙すべき議員の数を算出した場合に、その算出結果によっては当該選挙区に議席を配分できない可能性が以前よりも高まっている。仮に議席を配分できなくな

った場合には、隣接する選挙区との合区により新たな選挙区を設けるべきか、又は公職選挙法第15条第8項ただし書の規定を適用した選挙区間での議席配分の調整を行うべきか、検討が必要である。

- なお、本県では、各選挙区において選挙すべき議員の数を定めるに当たり、これまで、公職選挙法第15条第8項本文の規定に基づき、原則どおり人口に比例した算出を行ってきており、同項ただし書の規定を適用したことはない。

(2) 本委員会の判断

- 前記1及び2による見直し後の議員総定数（定数33人）及び現行の選挙区について、ヘアー式最大剰余法で算出した各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表の左欄に掲げる選挙区ごとに、それぞれ同表の右欄に定める数となる。

なお、算出に当たっては、官報で公示された最近の国勢調査人口の代用として、令和5年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来推計人口（令和7年人口）を使用している。

鳥取市	11人(△1)
米子市	9人
倉吉市	3人
境港市	2人
岩美郡	1人
八頭郡	1人(△1)
東伯郡	3人
西伯郡	2人
日野郡	1人

- 本委員会では、この算出結果を踏まえ、地域間の均衡、選挙区間の議員1人当たりの人口較差等の観点から、公職選挙法第15条第8項ただし書の規定の適用について議論を行った。

その結果、都市部と中山間地域との均衡を考慮し、かつ、議員数削減の影響を抑制し選挙区間で人口較差をより縮減できることから、同項ただし書の規定を適用し、鳥取市及び米子市の選挙区からそれぞれ1人減とすべきということで意見が集約された。

なお、同項ただし書の規定を適用して調整した後の、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表の左欄に掲げる選挙区ごとに、それぞれ同表の右欄に定める数となる。

鳥取市	11人(△1)
米子市	8人(△1)
倉吉市	3人
境港市	2人
岩美郡	1人
八頭郡	2人
東伯郡	3人
西伯郡	2人
日野郡	1人

- また、次回、令和9年4月に実施予定の鳥取県議会議員選挙について、各選挙区において選挙すべき議員の数の算出に当たり、その基礎となる官報で公示された最近の国勢調査人口については、今後実施される令和7年国勢調査の人口が使われる見込みである。

各選挙区において選挙すべき議員の数については、本報告書で使用した国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と令和7年国勢調査の結果には誤差があるため、今後、その変更が生じないか、引き続き検証を行う必要がある。

4 その他について

- なお、本委員会の見直し方針を決定するに当たっては、一部の委員から、事前に県民から意見聴取を行うべきとの意見があり、議論を行った。
- 他の委員からは、これまで、本県で議員定数の見直しを行った際には特段の意見聴取を行っておらず、今回の見直しも議員定数の見直しのみで、選挙区の区割り変更までは想定されていないことなどの意見があり、採決をとった結果、県民への意見聴取を行うことについては、委員の賛成多数を得られなかった。

5 参考資料

(1) 委員名簿

資料 1

(2) 活動概要

資料 2

(3) 議員定数の見直しに係る各会派等の意見

資料 3

(4) 選挙区の見直しに係る各会派等の意見

資料 4

議員定数等調査検討特別委員会 委員名簿

[期数・年齢順]

区 分	氏 名	備 考
委 員	齊 木 正 一	
	内 田 博 長	
	銀 杏 泰 利	
	興 治 英 夫	
	浜 崎 晋 一	委員長
	市 谷 知 子	
	尾 崎 薫	
	福 田 俊 史	
	野 坂 道 明	副委員長
	島 谷 龍 司	
	浜 田 一 哉	
	川 部 洋	
	鹿 島 功	
	山 川 智 帆	
	前 住 孝 行	
村 上 泰 二 朗		

《参考》令和5年6月29日の本会議において次のとおり設置することを決定

名 称	付託する調査事件	委員定数
議員定数等調査検討特別委員会	鳥取県議会議員に係る次の事項の調査 ・議員の定数 ・選挙区 ・各選挙区において選挙すべき議員の数	16名

議員定数等調査検討特別委員会の活動概要（令和5・6年度）

開催日	開催概要
R5.6.29 (第1回)	<ol style="list-style-type: none"> 1 正副委員長の互選について 2 鳥取県議会議員定数等調査検討委員会からの申送事項について 3 鳥取県議会議員の定数等調査検討スケジュール（想定案）について <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長を互選により選出した後、前議会からの申送事項及び今後の検討スケジュール案について確認した。
R5.10.11 (第2回)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定数の見直しの要否について 2 選挙区の見直しの要否について <ul style="list-style-type: none"> ・議員定数等の検討・協議を進めるに当たり、前提となる基礎的な数値や本県の現状、認識を共有しておきたい事項などについて事務局から説明させた後、定数の見直しの要否等について議論した。
R5.12.18 (第3回)	<ol style="list-style-type: none"> 1 今後の調査検討の進め方について 2 議員の総定数について <ul style="list-style-type: none"> ・今後の調査検討の進め方を議論し、まずは議員の総定数の見直しについて検討を進めることを確認した。 ⇒選挙区区割りの見直しは、議員の総定数についての方向性を固めた後に検討を行うこととした。 ・議員の総定数の見直しについて議論し、次回の特別委員会で、見直しの是非やその考え方等に関する各党派等の検討結果を報告することとした。
R6.3.19 (第4回)	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員の総定数について 2 令和5年度調査活動報告について <ul style="list-style-type: none"> ・議員の総定数の見直しについて、各党派等の検討結果が報告された後、定数の見直しの是非等について議論した。結果、議員定数は、これを削減することとし、削減する具体的な定数は、「△2人ないし△3人」を基本とすることを決定した。 ・令和5年度調査活動報告の案が委員長から示され、原案どおりで了承した。
R6.7.1 (第5回)	<ol style="list-style-type: none"> 1 選挙区について <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、委員長から、令和6年4月30日付けで日野郡3町の町長及び議長の連名により、日野郡選挙区の存続を求める要望書が議長に提出されたことの報告があった。 ・議論を始めるに当たっての参考として、想定される選挙区区割りのシュミレーション結果を事務局から説明させた後、選挙区の見直しについて議論した。 ・選挙区の見直しについては、持ち帰りの上、次回の特別委員会で、見直しの是非やその考え方等に関する各党派等の検討結果を報告することとした。

開催日	開催概要
R6.10.8 (第6回)	1 選挙区について <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭、委員長から、令和6年9月13日付けで鳥取県西部町村議会議長会及び鳥取県西部町村会から、西伯郡選挙区及び日野郡選挙区の見直しを行わないことを求める要望書等が議長に提出されたことの報告があった。 ・選挙区の見直しについて、各党派等の検討結果が報告された後、見直しの是非等について議論した。結果、特別委員会で出た意見を改めて持ち帰りの上、各党派等で検討し、次回開催する特別委員会では、委員の採決を採って、見直し方針を決定することを確認した。 ・一部の委員から、特別委員会の見直し方針を決定するに当たり、県民から意見聴取を行うべきとの意見があったが、結論がまとまらなかった。
R6.12.17 (第7回)	1 県民からの意見聴取について 2 議員定数等の見直しに係る方針について <ul style="list-style-type: none"> ・県民からの意見聴取の是非について、各党派等の意見を報告した後、委員の採決を行った。結果、県民への意見聴取を行うことについては、賛成多数を得られなかった。 ・選挙区の見直し等について、各党派等の検討結果を改めて報告した後、委員の採決を行った。結果、特別委員会の見直し方針として、選挙区の見直しは行わないこと、議員定数の削減は2減とすること、議員定数を削減する選挙区は公職選挙法第15条第8項ただし書を適用して鳥取市・米子市の両選挙区からそれぞれ1減とすることを決定した。 ・決定した見直し方針に基づき、議員定数等を定めた条例の改正案を次の2月定例会で委員会発議により提案することを確認した。
R7.3.19 (第8回)	1 議員定数等調査検討特別委員会報告書について 2 令和6年度調査活動報告について 3 「鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例」の一部を改正する条例案について

議員定数の見直しに係る
各党派等の意見

議員定数等調査検討特別委員会における会派意見

県議会自由民主党

▶ 会派意見

- 総定数は3減を基本として検討を進めるべき。
- なお、適正な定数のあり方を検討する上では、一票の格差への配慮や区割りの議論と切り離すことができないことを前提に、早晩「強制合区」もあり得る選挙区については、生活・経済・文化圏を踏まえた必要最小限の合区もやむを得ないものとして、継続して調査検討が必要。

▶ 会派意見の理由

- 前任期での協議・検討においては、県民への周知期間が確保できないことなどからやむを得ず現行どおりとした上で、「定数のあり方」や「区割りのあり方」について改選後には早い時期に検討に着手するよう申し送りされたところであり、本県人口の推移や他都道府県議会の状況などを考慮すれば一定の議員定数削減は不可避。
- 議会のあり方として、県民の意見を汲み上げつつ県政に対する議会のチェック機能や政策提案機能を担保するためには、現行の「4 常任委員会・定数8」体制が現状の適正規模として維持されるべきで、総定数は3減が妥当。
- 定数減に当たっては、一票の格差への配慮や合区など区割りの考え方などを含めて、(上記のとおり) 附帯意見を付すべき。

<参考>

委員会 (令和5年度)	開催回数	R5 年度 予算事業数	R5 年度 報告件数	R6 当初予算の 予備調査時間
総務教育	17 回	延べ 419 事業	135 件	8 時間 15 分
福祉生活病院	17 回	延べ 731 事業	172 件	14 時間 14 分
農林水産商工	17 回	延べ 671 事業	150 件	9 時間 23 分
地域県土警察	18 回	延べ 665 事業	284 件	10 時間 28 分

議員定数等調査検討特別委員会について会派民主の意見

(1) 現行の議員総定数（35人）見直しの是非

見直す

(2) 「見直すべき」とした場合の具体的な定数及びその考え方

具体的な定数：2名減

考え方

①基本的に、議員定数を減らすと、女性議員が出にくくなる等、多様な民意を議会、県政に反映しにくくなるので、削減数については過大にならないようにする。

②国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」によると、令和7（2025）年の議員一人当たりの人口は15,962.575人であり、令和2年度国勢調査人口の議員一人当たりの人口15,812人を上回ることができる。

【令和7（2025）年の議員一人当たりの人口】

鳥取県人口526,765人（令和7（2025）年）÷議員33人=15,962.575

③同推計に基づけば、選挙区への議員定数配分において、行政実例に基づくルールで計算した時に、公職選挙法第15条の8のただし書きによらずに、日野郡に定数1を配分できる。

議員定数の見直しについて

公明党鳥取県議会議員団

(意見)

地域や職域等に応じた住民の多様な利害や意思、少数意見を反映するためにも、定数は減らすべきではない。

しかし、県議会議員の不祥事や人口減少などにより、県民から議員定数を減らすべきとの声がある。議会は県民の理解と合意があつてこそ成り立つのであるから、定数削減はやむを得ない。よって、会派としては1～2の定数削減を提案する。

(その他)

一方、定数削減によって1議員当たりの人口格差(1票の格差)が2.5倍を上回るという試算がある。また県民の多様な意見を反映することも必要である。そのために1人区の解消、並びに合区を進めて複数人区を増やし、一票の格差拡大を止め、県民の多様な意思をより反映できるようにすべきである。

議員定数等調査検討特別委員会持ち帰り事項(無所属)

1 現行の議員総定数(35人)見直しの是非

【見直し必要】…山川議員	
【見直し不要】…市谷議員、福浜議員、松田議員、前住議員	
○市谷議員	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法改定で、人口区分に応じた議員数の上限が撤廃されたとはいえ、鳥取県の人口レベルでは、本来の上限である40人の議員が必要である。 ・議員は住民の意見を行政に反映させる鏡であり、また当該自治体の意思決定や監視機能を果たす上で、分野ごとに分けた4つの専門の各常任委員会で議論がしっかりできるだけの議員数が必要である。 ・また、鳥取県は、各選挙区内の面積も広く、人口が減少すればするほど、地域の課題を反映させる議員の役割はより一層重要となる。減らせばよいというものではない。
○福浜議員	<ul style="list-style-type: none"> ・「参議院での合区」と同様に、人口減による定数減は、慎重になるべき。 ・定数減が議会自体の持つ力を(特に民意反映)削ぐ一面もあることを考慮すべき。
○前住議員	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が減るということは、政治へ声を届けにくくなるということで、住民にとってプラスに働くことはない。 ・人口で考えないといけませんが、投票率・面積も考慮に入れていく時代になってきていると考える。 ・中山間地域の声が届きにくくなることが予想される。

(その他:選挙区見直しに係る意見)

議員	内容
○市谷議員	<ul style="list-style-type: none"> ・定数1人区の解消の検討が必要である。 ▶定数1人区は、一人しか当選できないため、選挙になった場合、「死票」が多くなり、多様な民意が反映できない。その結果、住民の選挙への参画意欲が損なわれて、無投票が増え、より一層民意が反映しづらくなっている。 ▶定数1人区の解消のための手立てをとることが必要と考えるが、それを2人区にすれば、1票の格差が拡大することになるため、一部合区で対応することも検討が必要になると考える。 ・議論の進め方は、選挙区と定数をセットで検討する必要がある。 ▶定数1人区の解消の議論を全面に据えた場合、選挙区のあり方を考えることが必要となり、選挙区と定数をセットで議論することが必要になる。
○福浜議員	<ul style="list-style-type: none"> ・「1人区」の選挙区については「無投票」による政治関心度を低下させる要因があるため、選挙区再編の議論が必要であると考えます。

2 「見直すべき」とした場合の具体的な定数及びその考え方

議員	具体的な定数及びその考え方
○山川議員	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な定数:27名 ・定数の考え方:3常任委員会×9名=27名

選挙区の見直しに係る
各会派等の意見

議員定数等調査検討特別委員会における会派意見

県議会自由民主党

▶ 会派意見

- 選挙区区割りについては、現行どおりとする。
- 総定数は2減とする。
- 2減については、公職選挙法第15条第8項ただし書きの規定に基づく調整を行い、当該調整は、鳥取市選挙区及び米子市選挙区から各1減とする。

▶ 会派意見の理由

- 日野郡町村議会議長、西部町村議長会及び西部町村会から、議長に対し、西伯郡及び日野郡選挙区の存続を求める要望書を提出されている。地元からの要望書を斟酌しつつ、有権者への影響を勘案すると、現状を維持することが妥当と考える。
- 現行どおりの選挙区区割りにおいて、仮に3名減とすれば、日野郡選挙区が直ちに強制合区の基準に該当する可能性があるため、3名減は避けるべきであり、2名減が妥当と考える。
- 行政実例に基づく通常の配分による2名減とすれば、鳥取市選挙区及び八頭郡選挙区から各1減となり、人口較差は2.694倍である。有権者への影響を抑制しながら人口較差が2.174倍までは是正される、鳥取市選挙区及び米子市選挙区から各1減とすることが妥当。

議員定数等調査検討特別委員会（R6.10.8）について

鳥取県議会民主とっどりの意見

鳥取県議会民主とっどりの意見は、以下のとおりです。

（1）選挙区について

①選挙区区割：現行どおり

②定数配分：公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用

・鳥取市選挙区1減

・米子市選挙区1減

【理由】中山間地間の均衡を考慮するとともに、議員1人当たりの人口較差を縮減することを考慮。

（2）見直し後の議員総定数について

総定数：33人（2減）

議員定数の見直しについて (意見)

公明党鳥取県議会議員団

公明党鳥取県議会議員団の意見は、以下のとおりです。

1. 選挙区について

①選挙区区割：「一人区」を解消

- ・ 鳥取市、岩美郡、八頭郡選挙区の新設【合区】
- ・ 西伯郡、日野郡選挙区の新設【合区】
- ・ 米子市、日吉津村選挙区の新設【飛び地解消】

※選挙区の見直し検討に関するシミュレーション p. 23 【例 4-1】

②定数配分：公職選挙法第 15 条第 8 項ただし書きは適用しない。(調整しない)

【理由】 1 人区を解消し、合区による複数人区とすることで、一票の格差（議員 1 人当たりの人口較差）を縮減し、県民の多様な意見をより反映できるようにする。

2. 見直し後の議員総定数について

総定数：33 人（2 減）

議員定数等調査検討特別委員会持ち帰り事項(無所属)

1 選挙区の区割りについて

①見直すべき…市谷議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…福浜議員、松田議員、西村議員、前任議員	
意見等	
議員	内容
市谷議員	・定数1は、選挙区内の多様な民意が反映できず、あきらめが生まれ全て無投票になっている。従って定数1の解消には、定数を増やさないのであれば、選挙区割りの見直しが必要となる。
玉木議員	・検討委員会が示したシミュレーション定数3減の【例4-1、例5-1】あたりを目指すべき。

2 「一人区」の取扱い

①解消すべき…市谷議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…福浜議員、松田議員、前任議員	
③その他 …西村議員	
意見等	
議員	内容
市谷議員	・1の理由から1人区解消が必要と考える。まずは1人区の定数を複数に。それをしないなら、「定数削減せず」、「選挙区の1票の格差を2倍以内に収める」には、「鳥取・岩美」「日野・西伯」の合区、また米子と日吉津の飛び地解消。ただし、合区・飛び地解消は、住民の意見を聞いてから、実施の有無を判断する。
山川議員	・区割りは「生活圏」から決められているといわれ、区割りを単純に有権者の数を同じにするだけで決めてしまうと住民の「生活圏」と選挙区が異なる事態もでてくる。 ・議員定数は結論として議員が決めるが、その前段階として住民の「生活圏」と選挙区を住民に確認する必要がある。 ・したがって、住民に確認したうえで区割りを決める手続きが望ましい。
玉木議員	・特定の候補や政党が強い地域の場合、他の候補者が立候補しづらくなりその結果、無投票当選が生じやすい。選挙に対する無力感が広まり投票率の低下や政治に対する無関心が進む。 一人区は「死に票」が増える。
福浜議員	・日野郡は「ひとつ」という歴史的な積み上げを無視して「法律で決まっているから仕方ない」と合区を進めるのではなく、参院で合区反対を求めているのと同様のスタンスで向き合うのが筋ではないか。 ・従って存続に賛成する。
松田議員	・参議院で合区に反対しているのと同じ考え方をすべきであり、一人区を解消すべきではない。
前任議員	・中山間地の意見を大事にする意味では、残したほうが良いと考える。
西村議員	・日野郡は人口減により法的に選挙区が消滅する可能性が高いが、拙速に消滅させるべきではない。議論が必要である。 ・八頭郡、岩美郡についても、拙速に合区にしたり、消滅させるべきでない。

3 「飛び地」の取扱いについて

①解消すべき…福浜議員、山川議員、玉木議員	
②現行どおり…西村議員、松田議員、前任議員	
③その他 …市谷議員	
意見等	
議員	内容
福浜議員	・飛び地の取扱いは、有権者である日吉津村民や日吉津がどうお考えか、聞き取る必要があると思う。「勝手に県議会で決めて！」と反発を招くより、丁寧に段取りを踏むべきではないか。 ・その上で、米子市選挙区との合区は賛成。
松田議員	・日吉津村民の意見を聞いて検討すべきである。
前任議員	・日吉津村民の意見を聞いた上で、解消しても良い。
玉木議員	・飛び地が解消され、選挙区が地理的に連続することで、地域間のつながりが強化され、地域全体としての一体感が高まる。これにより、地域社会全体の問題解決に向けた連携が強化され、共同プロジェクトや地域活性化の取り組みが推進されやすくなる。
西村議員	・日吉津村は選挙区を米子市に入れるべきでない。 ※日野郡の選挙区消滅可能性と、飛び地の議論は別である。 ・行政区は西伯郡のため。米子市ではない。 ・県議会で合区にするなら、市議会・村議会も合区にして、行政区も米子市にするべき。 ・地方自治の観点からも健全な運営と云えず、双方の住民理解も得られないと考える。 ・飛び地なのは、日吉津村のアイデンティティ。 ・合区にするなら、住民投票で決めるべきでは。県議会で勝手に決めるべきではない。 (日吉津村は、市町村合併時に自ら米子市に合併しない道を選んだ)
市谷議員	・結論を出す前に、県民に意見照会する場を設定すること。

4 その他の意見

議員	内容
市谷議員	・定数3の削減は、「強制合区」を招くため、やるべきではない。
福浜議員	・日本全体が人口減に向かう中、人口比のみで定数を定める法律がこのままでいいのか？声を上げるべき。 ・「人口減だから必然的に定数削減は不可避」という考えや方向性のマイナス面を有権者である県民にもっとアピールすべき。 ・従って、定数減には反対というスタンス。
松田議員	・参議院での合区と同様に、人口減による定数減は、慎重になるべきである。
西村議員	・現行通りでよいが、定数減に伴う見直しが必要な場合には、最小限の変更とすべき。 ・拙速で大幅な変更は、現行法の下で県民に理由説明がつかないし、県民の理解も得られにくい。県民には、法の下、公正で明確な数字、理由、を示せる方法・結論を熟考、熟論して表すべきだ。 ・定数減をするなら、今回は最小限に留めるべき。ただでさえ全国一人口最少県で国民の土地と生活を守っており、議員の数が減ると、結果、県民の声を政治に反映する力が弱くなると考える。 ・人口減少下にある地方・本県において、公選法は、地方の実情や選挙区の面積を勘案しておらず法律が実態に適應していないと感じる。 地方自治を守るためにも、議員定数の議論と共に、クォータ制導入や公選法の改正なども視野に入れて議論していく必要もあるのではないかと。
前任議員	・なるべく合区をせず、最小限にとどめるべき。公選法第15条第8項の但し書きの「地域間の均衡を考慮して」ということについても配慮すべき。
玉木議員	・選挙区間の人口較差を是正する事で選挙区の公平な代表制と正確な有権者の意思を反映できる。